

給料三日分宛を集めるこにになりましたが此の時各人三日分の給料は多過ぎるとの議論が出て工友會の幹部は不正得各人思付きの十四ヶ條の要求を提出する事を内面的の目的として異議をいふ者をなだめて二日分の臨時集金の件を纏めたものゝ様であります。會社では此れを聞き早速幹部に懇々その不心得を警めました處幹部は斯の如き要求を會社に出して争議を起す様な事は絶対せない事を誓ひ其以來本月中旬に及んだ次第であります。此間に工友會ではその會報上で會社を攻撃したり工場内の秩序又は従業者の平和を亂したり甚だしきは會社を敵とする様な記事を掲載した事もあり或は過激な言辭を連ねて警察から配付禁止を命ぜらるゝ様な労働歌を配付するなど當工場従業者として面白からぬ事柄も多々ありましたが當工場に於ては單に工場内で此等の印刷物を配付する事を禁止する位に止め其他には時々必要に應じて注意を與へつゝ極力善導する事に努めて來のであります。然るに當八月中旬に至り以上のこととは全然關係なき社則違反者を穩便な處置を以て辭職させました處工友會の人々はこの解雇者復職問題と共に兼て計畫して居た條項を加へ此度の歎願書提出となつたのであります。

今回の歎願書には一見實行の出來易い箇條もある様に外部からは見られるものもあるかも知れませんが多くは從來會社が既に實行して來まして最早此以上は現在の會社の狀態では實行不可能な事ばかりで此事はその當時工友會の人々に言明して會社の意思は既に明白になつて居つたのであります。今度の歎願書の條項も會社は前記しました通り既にこの六月から探知してをり考究して居ましたから出來ることなれば其後今日までの間に既に進んで實行し従業者の希望を容れて事を未然に防いだのであります、事情斯の通りでありますから今回の歎願に對しては全部拒絕するより外致し方ないのであります、決して考慮もせず又同情もなく拒絕した譯ではありません止むを得ず断つたのであります。

然るに尙それでも工友會では此の要求を貫徹せんとして愈罷業を決行する事が明らかになりましたから會社は涙を呞んで會社の都合なる名義でその幹部を解雇したのです。右の如き經過にて事情全く不得止次第でありますから何卒會社の苦衷を御察し被下さいまして御同情あらんことを懇願する次第であります。

#### 附 記

最近工友會より配付しました宣傳で當社の平均日給九十錢がありましたが事實は一日平均賃金收入壹圓參拾五錢となつております念の爲め申添て置きます。

大正十四年八月卅一日

## 三菱製紙株式會社 高砂工場